

## ハードウェアセキュリティ研究会研究賞選奨規定

電子情報通信学会  
ハードウェアセキュリティ研究専門委員会  
2018.07.05 v.1.0 制定

ハードウェアセキュリティ研究会研究賞の表彰に関する事項は、本規定によるものとする。  
本規定はハードウェアセキュリティ関連の研究において優れた成果をあげた研究を奨励するための研究賞選奨における規定であり、ハードウェアセキュリティ研究専門委員会(以後 HWS 研専)において定められたものである。HWS 研専は表彰委員会を設置し、以下の規定のもとに研究賞を選定する。

### 1. 研究賞の種別

ハードウェアセキュリティ研究会若手優秀賞：若手研究者による優れた研究を表彰する。

### 2. 研究賞の対象研究

ハードウェアセキュリティ研究会が主催・共催する研究会での口頭発表、および IECIE 総合大会・ソサイエティ大会におけるハードウェアセキュリティ研究会セッションでの口頭発表に限る。

### 3. 研究賞の対象者

発表時点で 35 歳未満の発表者

### 4. 表彰基準

表彰数：年間を通じて対象研究発表のうちの 15%程度

審査項目：新規性、有効性、発展性、プレゼンテーション(質疑応答含む)

### 5. 表彰委員会

表彰委員会は表彰委員長と表彰委員から構成される委員会である。

表彰委員長 (1 名)：HWS 研専から選出される。

表彰委員 (複数名)：表彰委員長が任命する。

### 6. 表彰プロセス

表彰対象の研究発表に対して、HWS 研専の専門委員が表彰基準に従って採点を行う。ただし以下の条件を満たす場合、当該専門委員は審査不可とする。

- ・自身の発表
- ・共著者の発表
- ・同一所属の発表

採点結果をもとに表彰委員会において各賞の選考を行い、年間を通して優秀な研究発表をHWS 研専に推薦し、HWS 研専にて研究賞を決定する。

7. 表彰式および賞品

表彰式は 12 月に開催するハードウェアセキュリティフォーラムで執り行い、賞状を授与する。